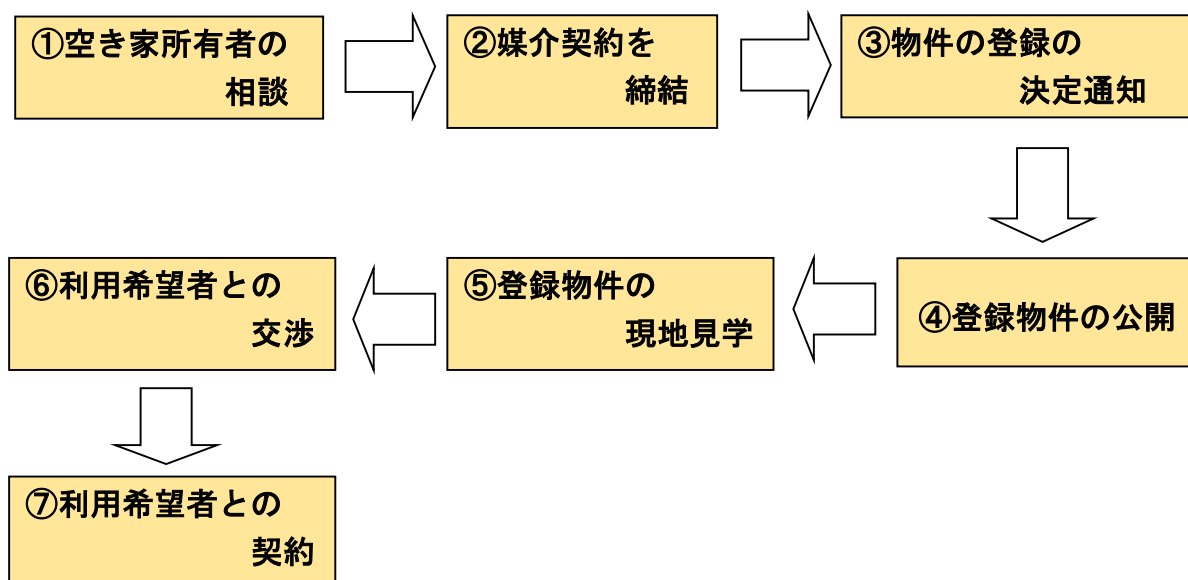


上山市空き家バンクにご協力いただける 事業者（協力事業者）の方へ

「上山市空き家バンク」の登録、契約等の手順について



<①空き家所有者の相談>

空き家バンクに空き家の所有者が物件を登録するには、上山市へ登録申込の前に、協力事業者と物件の売買・賃貸借の媒介契約を締結する必要があります。上山市の窓口（建設課 都市計画係）に所有者から空き家バンク登録の申込みの相談があった場合は、協力事業者を紹介（上山市ホームページ・窓口での閲覧等）します。

<②媒介契約を締結>

空き家所有者と交渉の上、売買・賃貸借の媒介契約を締結してください。締結後、所有者が空き家バンクの申込みを上山市（建設課 都市計画係）に行います。上山市に提出する書類のうち、上山市空き家バンク登録カード（別記様式第3号）については、協力事業者で記入をお願いします。空き家バンクに登録できる空き家は、次のいずれにも該当する空き家です。

- ア 上山市内に存する現に使用していない（使用しなくなる予定のものを含む。）居住用又は事業用の建築物であること
- イ 賃貸、分譲等を目的とした建築物でないこと
- ウ 建築物の安全性に問題がないこと
- エ 未登記の建築物でないもの
- オ アからエまでに掲げるもののほか、建築物の状態、周囲の環境等により、当該建築物を利用することについて、利用希望者に不利益を及ぼすおそれがないもの
- カ 建築物に係る所有権を有する者と当該建築物の所在する土地に係る所有権を有する者が異なること

る場合は、建築物に係る所有権を有する者が空き家バンクに当該建築物を登録することについて、当該土地に係る所有権を有する者から同意を得ている建築物であるもの

<③物件の登録の決定通知>

空き家バンクに登録が決定されると、所有者及び協力事業者に空き家バンク登録決定通知が送付されます。

<④登録物件の公開>

登録物件の概要、写真等を上山市ホームページ（空き家バンクのページ）を通して、また窓口（建設課）の閲覧等の方法で公開します。協力事業者のホームページでも情報発信をお願いします。

<⑤登録物件の現地見学>

利用希望者から登録物件の現地見学の申し出があったときは、協力事業者に連絡します。利用希望者、協力事業者、上山市の担当者が日程調整の上、物件の現地見学を行います。

<⑥利用希望者との交渉>

登録物件を買いたい、または借りたいという利用希望者からの交渉申込があった場合は、上山市より所有者及び協力事業者に通知します。協力事業者の仲介により、利用希望者と交渉・契約を締結してください。上山市は、登録物件の売買、賃貸借等に関する交渉及び契約の締結については、直接関与しません。

<⑦利用希望者との契約>

契約成立（不成立）後、上山市に結果報告書を提出してください。

空き家バンク協力事業者への周知事項

- (1) 協力事業者の情報は、上山市のホームページ、窓口での閲覧等により周知します。
- (2) 空き家バンクに登録できない空き家の相談を受けたときは、空き家の所有者に処分の方法などの助言をお願いします。
- (3) 上山市から空き家バンクに登録する空き家の情報（間取りなどの電子データ）の提供を依頼することがありますので、ご協力ください。